

【広島市】 予防接種の費用助成について

広島市では、広島市民の方が里帰り出産や入院等により広島県外※の医療機関で予防接種を受ける際の全部または一部の費用助成を行っています。費用助成を受けるためには、予防接種を受ける前に、予防接種依頼書の交付を受ける必要があります。

広島県外での予防接種を希望される方は、必ず、事前に保健センターへお問い合わせください。

※ 成人男性を対象とする麻しん風しん混合5期の予防接種については、広島県外に加えて、広島県内（広島市・安芸郡内を除く）における接種も、本助成手続の対象となります。

1 費用助成の対象者

原則として、以下の条件をどちらも満たしている方が費用助成の対象となります。

→被接種者（予防接種を受ける方）が予防接種を受ける際に広島市に住民登録していること。

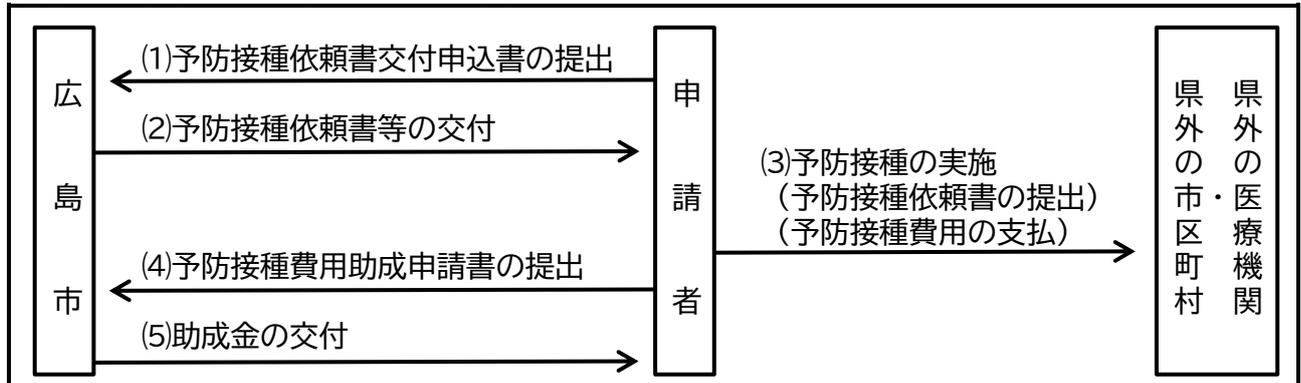
→被接種者又はその保護者が予防接種を受ける前に予防接種依頼書の交付を受けていること。

2 費用助成の対象予防接種

別表「広島市定期接種基準単価」記載の予防接種

3 費用助成の流れ

費用助成の流れは以下のとおりです。



注意事項

- 予防接種実施規則等に定める方法（対象年齢や接種間隔等）を守れなかった予防接種は、費用助成の対象外となります。
- 「予防接種依頼書」に記載してある有効期限内に予防接種を受けてください。
- 「予防接種依頼書」に記載のない種類の予防接種を受けないでください。

(1) 予防接種依頼書交付申込書の提出

広島県外の医療機関における予防接種を希望される方は、滞在先の住所や予防接種を受ける予定の医療機関の所在地、予定している予防接種の種類などについて、事前にお住まいの区の保健センターへお知らせください。保健センターから該当の医療機関が所在する市区町村に対して、予防接種の受け方を確認します。

その後、お住まいの区の保健センターへ予防接種依頼書交付申込書を提出してください。

なお、やむを得ず、郵送による手続を希望される方は、切手を貼った返信用封筒（予防接種依頼書等送付用）を同封していただくようお願いします。

※ 成人男性を対象とする麻しん風しん混合5期の接種を希望する方は、市健康推進課（082-504-2882）にお問合せください。

区分	予防接種依頼書交付申込書に添付する書類
小児等の 予防接種	○ 母子健康手帳の「出生届出済証明」ページの写し ○ 母子健康手帳の「予防接種記録欄」ページの写し（接種済証明書等の写しでも可） ○ 県外で受けるワクチンの広島市予防接種券
高齢者の 予防接種	○ 被接種者の身分証（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し ○ 県外で受けるワクチンの広島市予防接種券（インフルエンザワクチン・新型コロナワクチンを除く。）

※ 被接種者が18歳以上の場合は本人（高齢者の方で本人が記入できない場合を除く。）が申込者となります。

(2) 予防接種依頼書等の交付

予防接種依頼書交付申込書の提出から約1週間後に、予防接種依頼書（医療機関等提出用）と予防接種依頼書交付通知書（申込者保管用）を交付します。

また、予防接種に必要な書類（広島市の予診票など）をお渡しするとともに、該当の市区町村における予防接種の受け方を説明します。

※ 予防接種を受ける予定の医療機関の所在地が市区町村単位で変更となる場合、予防接種依頼書の再発行を要することがありますので、ご注意ください。

(3) 予防接種の実施

広島県外の医療機関で予防接種を受けてください。

その際、予防接種費用を支払うとともに、必ず、下記の書類に必要事項を記載してもらってください。（医療機関や滞在先の市区町村によって、予防接種費用が異なります。）

※ 記載漏れなどがある場合は、訂正を求めることがありますので、ご注意ください。

医療機関での記載が必要な事項

- 「予防接種実施証明書」の太枠部分
- 母子健康手帳の「予防接種記録欄」（接種年月日、接種医療機関名等）
- 接種に使用した「広島市の予診票」

(4) 予防接種費用助成申請書の提出

予防接種後、お住まいの区の保健センターへ予防接種費用助成申請書を提出してください。

※ 予防接種を受けてから1年以内に予防接種費用助成申請書を提出するようお願いします。

※ 成人男性を対象とする麻疹風しん混合5期の接種を受けた方は、市健康推進課へ予防接種費用助成申請書を提出してください。

予防接種費用助成申請書に添付する書類

- 予防接種実施証明書（原本）
 - 広島市の予診票（原本）
 - 母子健康手帳の予防接種記録欄（写し）
 - 助成金の振込先口座について、以下の項目を確認できる書類（通帳の写し等）
 - 【金融機関名、支店名、口座番号、口座種別（普通・当座等）、口座名義人（フリガナ）】
 - 被接種者が18歳未満の場合は保護者名義の口座、被接種者が18歳以上の場合は本人名義の口座としてください。
 - いずれかの項目が1つでも確認できない場合、助成金の振り込みができませんので、ご注意ください。
 - インフルエンザ予防接種、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種、新型コロナウイルス感染症予防接種又は帯状疱疹予防接種を受けた人のうち、生活保護世帯または市民税所得割非課税世帯に属する人は、該当することを証明できる書類（被保護者証明書や市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書など）
- ※ その他必要な書類の提出を求めています。

(5) 助成金の交付

予防接種費用助成申請書を受理した後、これを審査し、助成金の交付を決定したときは、申請から約2～3か月後に助成金を指定の口座に振り込みます。

※1 助成額は、予防接種を受けた年度における広島市の基準単価と、医療機関に支払った予防接種費用のいずれか低い額です。広島市の基準単価を超えた費用については、自己負担となります。

※2 インフルエンザ予防接種、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種、新型コロナウイルス感染症予防接種又は帯状疱疹予防接種については、同じ世帯の中に、市民税の所得割が課税されている人がいる場合は、接種料金の一部自己負担が必要です。予防接種を受けた年度における広島市の基準単価と、対象者が接種した医療機関等に支払った予防接種費用のいずれか低い額から、その年度の自己負担額を引いた額を助成します。

※3 基準単価や自己負担額は、別紙「広島市定期接種基準単価」を参照してください。

広島市定期接種基準単価

ワクチンの種類		基準単価		
		令和6年度	令和7年度	
ロタウイルス	ロタリックス	15,906円	15,906円	
	ロタテック	10,879円	10,879円	
ヒブ	1～4回目	9,572円	9,572円	
小児用肺炎球菌	1～4回目	11,511円	11,511円	
B型肝炎	1～3回目	7,055円	7,055円	
5種混合	1期初回1～3回目・追加	20,729円	20,729円	
4種混合	1期初回1～3回目・追加	11,880円	11,880円	
BCG		12,254円	12,254円	
麻しん風しん 混合	1期	13,893円	13,893円	
	2期	12,518円	12,518円	
	5期	—	10,608円	
水痘	1～2回目	9,581円	9,581円	
日本脳炎	1期初回1～2回目・追加（～生後90か月）	8,679円	8,679円	
	特例1期初回1～2回目・追加（生後90か月～）、2期、特例2期	7,381円	7,381円	
2種混合	2期	5,236円	5,236円	
子宮頸がん予防	サーバリックス（2価）・ガーダシル（4価）	16,885円	16,885円	
	シルガード9（9価）	28,684円	28,684円	
3種混合		6,644円	6,644円	
2種混合	1期初回1～2回目・追加	6,055円	6,055円	
不活化ポリオ	1期初回1～3回目・追加	10,626円	10,626円	
麻しん	1期	10,318円	10,318円	
	2期	8,943円	8,943円	
風しん	1期	8,195円	8,195円	
	2期	7,777円	7,777円	
インフルエンザ ※1	接種	5,456円	※2	
	自己負担額	1,600円	※2	
高齢者の肺炎球 菌感染症※1	接種	8,511円	8,511円	
	自己負担額	4,600円	4,600円	
新型コロナウイルス 感染症※1	接種	15,300円	※2	
	自己負担額	3,200円	※2	
帯状疱疹※1	シングリックス：1～2回目 （組み換えワクチン）	接種	—	21,956円
		自己負担額	—	18,100円
	ビケン：1回 （生ワクチン）	接種	—	8,756円
		自己負担額	—	4,900円

※1 インフルエンザ予防接種、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種、新型コロナウイルス感染症予防接種又は帯状疱疹予防接種について、生活保護世帯または市民税所得割非課税世帯に属する方は、自己負担額が免除されます。

※2 今後、基準単価を決定する。

広島市ホームページに予防接種に関する情報を掲載していますので、ご参考としてください。

ホームページ区分	ページ番号	QRコード
予防接種費用助成制度について	1022976	
子どもを対象とする予防接種について	1022963	
成人男性を対象とする予防接種について (麻しん風しん混合5期)	1022992	
高齢者を対象とする予防接種について (高齢者の肺炎球菌感染症)	1023004	
高齢者を対象とする予防接種について (帯状疱疹)	1035967	
高齢者を対象とする予防接種について (インフルエンザ)	(令和7年10月以降に掲載予定)	
高齢者を対象とする予防接種について (新型コロナウイルス感染症)	(令和7年10月以降に掲載予定)	

【お問合せ先】

窓口	住所	電話番号
中保健センター (地域支えあい課)	中区大手町4-1-1	082-504-2528
東保健センター (地域支えあい課)	東区東蟹屋町9-34	082-568-7729
南保健センター (地域支えあい課)	南区皆実町1-4-46	082-250-4108
西保健センター (地域支えあい課)	西区福島町2-24-1	082-294-6235
安佐南保健センター (地域支えあい課)	安佐南区中須1-38-13	082-831-4942
安佐北保健センター (地域支えあい課)	安佐北区可部3-19-22	082-819-0586
安芸保健センター (地域支えあい課)	安芸区船越南3-2-16	082-821-2809
佐伯保健センター (地域支えあい課)	佐伯区海老園1-4-5	082-943-9731